

○石川県警察無線電話局等の運用管理に関する訓令

(概要)

〔平成26年3月10日〕
石川県警察本部訓令第2号

改正 平成31年3月22日警察本部訓令第5号
令和3年7月20日警察本部訓令第17号

石川県警察無線電話局等の運用管理に関する訓令を次のように定める。

石川県警察無線電話局等の運用管理に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、石川県警察における無線電話局等の適正な運用を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(準拠)

第2条 警察無線電話局等の運用管理については、電波法(昭和25年法律第131号)、警察通信規則(昭和30年国家公安委員会規則第7号)、警察無線通話要則(昭和40年警察庁訓令第3号)、警察無線通話細目の一部改正について(令和2年12月22日付け警察庁乙情発第10号)、石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)、石川県警察国有物品管理規則(昭和40年石川県公安委員会規則第2号)その他別に定めのあるもののほか、この訓令の定めるところによる。

(以下、省略)